

請 願 文 書 表

| | |
|----------------|---|
| 受 理 番 号 | 第 1 0 号 |
| 受 理 年 月 日 | 平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日 |
| 件 名 | 第 5 期介護保険事業計画策定に関する請願 |
| 請願者の住所 及び氏名 | 桐生市相生町 2 - 5 5 4 - 7 桐生協立診療所 所長 小林 敏男 |
| 請 願 の 要 旨 | <p>2011年 6 月、介護保険法が改正された。この中で要支援利用者への新たな事業として介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が制度化された。私たちは本改正の趣旨である「地域包括ケアシステムの推進」は安心して住み続けることのできるまちづくりにつながるものと考え、日常生活圏域でのサービス提供体制の構築と連携の必要性を認識している。</p> <p>しかしながら、この総合事業は配食サービスや見守りサービスを含めた新たな事業とされているものの、サービス提供のあり方や財政措置、日常生活圏域ごとの対応など不透明な現状にある。サービス提供が従来の介護保険事業ではなく、ボランティアや住民組織を活用することも可能となり、運営基準や給付額、利用料も自治体の決定に委ねられている。</p> <p>こうした事業を行うことを決めてしまう前に、従来の介護予防サービスに加え生活支援を自治体施策としてさらに充実させることが求められているのではないか。</p> <p>また、第 5 期介護保険事業計画は、既にアンケート調査が終了し、今後の事業計画の策定の作業に入っていると思う。この計画は、事業としての計画はもちろん、今後の超高齢社会におけるインフラ整備として、買い物難民や若年性認知症への対応、居場所づくりなど、従来の介護保険の枠組みを越える住民相互のつながりを活かした計画を組み込んでいく必要がある。</p> <p>こうした観点からこの事業計画の策定における論点を市民に公開し、多くの人々が議論に参画できるような工夫が求められているのではないか。</p> <p>以上の趣旨に基づいて以下の点を請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要支援利用者のサービス給付が切り下げられることのないよう、引き続いて予防給付事業の実施と多様な生活支援を市の施策として充実してください。 2 第 5 期介護保険事業計画は、策定段階から市民に公開し、日常生活圏域ごとの公開討論会などを開催して多くの要望や意見を取り入れてください。 |
| 紹 介 議 員 | 渡辺 修 |
| 付 託 委 員 会 | 教育民生委員会 |